

◎佐賀県条例第33号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

第1条 特定非営利活動促進法施行条例（平成10年佐賀県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第1号の住民票の写しの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 知事が住民基本台帳法第30条の7第5項第1号又は第30条の10第1項第5号の規定により、<u>当該役員の本人確認情報の提供を受ける場合</u></p> <p>(2) 知事が住民基本台帳法第30条の8第1項第1号の規定により、<u>当該役員の本人確認情報</u>を利用する場合</p> <p>4 略</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第1号の住民票の写しの添付を省略することができる。</p> <p>(1) 知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により、<u>当該役員の機構保存本人確認情報（個人番号を除く。）</u>の提供を受ける場合</p> <p>(2) 知事が住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定により、<u>当該役員の都道府県知事保存本人確認情報（個人番号を除く。）</u>を利用する場合</p> <p>4 略</p>

第2条 特定非営利活動促進法施行条例の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第1号の住民票の写しの添付を省略する</p>	<p>(設立の認証申請)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、当該役員に係る前項第1号の住民票の写しの添付を省略する</p>

改正前	改正後
<p>ことができる。</p> <p>(1) 知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により、当該役員の機構保存本人確認情報（<u>個人番号</u>を除く。）の提供を受ける場合</p> <p>(2) 知事が住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定により、当該役員の都道府県知事保存本人確認情報（<u>個人番号</u>を除く。）を利用する場合</p> <p>4 略</p>	<p>ことができる。</p> <p>(1) 知事が住民基本台帳法第30条の11第1項第1号の規定により、当該役員の機構保存本人確認情報（<u>住民票コード</u>を除く。）の提供を受ける場合</p> <p>(2) 知事が住民基本台帳法第30条の15第1項第1号の規定により、当該役員の都道府県知事保存本人確認情報（<u>住民票コード</u>を除く。）を利用する場合</p> <p>4 略</p>

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。